

光地域の県管理河川における
大規模氾濫に関する減災対策協議会

次第

1 議事

- (1) 規約の改正
- (2) ホットラインの運用
- (3) 水害対応タイムライン
- (4) 排水ポンプ場の情報公開
- (5) 簡易型水位計/簡易型河川監視カメラの導入
- (6) 浸水想定区域図
- (7) 気象台ワークショップ
- (8) 取組方針のフォローアップ
- (9) 情報提供

配布資料

- 資料① 規約
- 資料② 光地域の減災に係る取組方針
- 資料③ 説明資料
- 資料④ 協議会議事概要(第4回)

光地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

(名 称)

第1条 本会の名称は、光地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会（以下「協議会」という。）とする。

(設 置)

第2条 協議会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として設置する。

(目 的)

第3条 協議会は、光市内の県管理河川における局所的な集中豪雨や堤防決壊等による大規模な浸水被害に備え、光市、下関地方気象台及び山口県が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象河川)

第4条 協議会は、島田川、その他光市内の県管理河川を対象とする。

(協議会)

第5条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会は、前項によるもののほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）に出席を要請し、意見を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は第3条の目的を遂行するため、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- (2) 円滑かつ迅速な避難のための取組、的確な水防活動のための取組、氾濫水の排水施設運用等に関する取組に対して各構成員が取り組む事項を「地域の取組方針」として作成する。
- (3) 「地域の取組方針」のフォローアップ
- (4) その他大規模氾濫に対する減災対策に必要な事項

(幹事会)

第7条 協議会の円滑な運営を行うため、幹事会を設ける。

- 2 幹事会は別表2の職にある者をもって構成する。ただし、必要に応じて幹事を追加することができる。
- 3 幹事会は、前項によるもののほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）に出席を要請し、意見を求めることができる。

(幹事会の実施事項)

第8条 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うこととし、結果を協議会へ報告する。

(会議の公開)

第9条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とする。

(協議会資料等の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第11条 協議会及び幹事会の事務処理を行うため、山口県土木建築部河川課に事務局を置く。

2 事務局は、必要に応じて各構成員の担当者を参集し担当者会議を開催することができる。

(規約の改正)

第12条 本規約の改正は、協議会の決議を得なければならない。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成29年5月17日から施行する。

一部改正、平成30年3月19日

一部改正、令和元年5月16日

光地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会委員

- (委員) 光市長
 気象庁 福岡管区气象台 下関地方气象台長
 山口県 総務部 理事 (危機管理担当)
 〃 土木建築部 周南土木建築事務所長

光地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会幹事

- (幹 事) 光市 総務部 防災危機管理課長
 // 福祉保健部 福祉総務課長
 // // 高齢者支援課長
 // 建設部 道路河川課長
 // // 監理課長
 // 教育委員会事務局 教育総務課長
 // // 学校教育課長
 気象庁 福岡管区气象台 下関地方气象台 防災管理官
 山口県 総務部 防災危機管理課長
 // 土木建築部 河川課長
 // // 周南土木建築事務所 次長

光地域の減災に係る取組方針

平成 30 年 3 月 19 日

光地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会

1 はじめに

平成27年9月の関東・東北豪雨では、施設の能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念される。

こうした背景から、国土交通省では、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、全国の直轄河川を対象として、減災に向けたハード、ソフト対策を一体的、総合的、計画的に進められている。

このような中、国土交通省では、平成28年8月以降立て続けに東日本を襲った台風に伴う豪雨災害により、中小河川においても甚大な被害が発生したことを踏まえ、水害から命を守る「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全ての地域において取組を推進していく必要があるとされた。

さらに本県でも、平成21年、22年、25年、26年と豪雨による甚大な浸水被害を受けており、県管理河川においても、水防災意識社会の再構築に向けた取組を推進していく必要がある。

こうしたことから、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進するため、光市、下関地方气象台及び山口県からなる「光地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会」を設立した。

本協議会では、光地域において、施設では防ぎきれない大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」を目指すべく、「情報伝達、避難等に関する取組」、「効果的な水防活動に向けた取組」及び「住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組」を3本の柱として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、ソフト対策に係る事項を「光地域の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」）として取りまとめた。

本協議会は、今後、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととした。

なお、本取組方針は、本協議会規約第6条に基づき作成したものである。

2 本協議会の構成機関及び委員

本協議会は、光市、下関地方気象台、山口県で構成（以下「構成機関」という。）し、委員は以下のとおりである。

（委員） 光市長
 気象庁 福岡管区気象台 下関地方気象台長
 山口県 総務部 理事（危機管理担当）
 〃 土木建築部 周南土木建築事務所長

3 光地域の概要と主な課題

光市は、山口県東南部の瀬戸内海側に位置し、北西部には島田川、北東部には田布施川が流れ、両河川を中心にまとまった平地が広がっている。上流部には良好な田園地域が広がるとともに、島田川下流部のデルタ地帯を中心とした瀬戸内海沿岸や岩田駅周辺には市街地が形成され、市域を東西に貫通する形で山陽本線、北部に山陽自動車道が通り、海岸線に沿って国道188号がある。

本地域を流れる河川は、二級河川の島田川水系島田川・東荷川・溝呂井川・笠野川及び中村川、田布施川水系田布施川及び貞延川、光井川水系光井川、西の河原川水系西の河原川がある。

本地域における課題としては、平地部に人口・資産が集中しており、ひとたび洪水等による氾濫が発生した場合、浸水により甚大な被害が発生する恐れがあり、住民生活に多大な影響をもたらすことが予想される。

4 現在の取組状況及び課題

光地域における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題を抽出後、整理を行った。

情報伝達、避難等に関する取組 (1/2)

項目	各機関の現状	各機関の課題	整理番号
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの設定	洪水予報の発表や基準水位に達した旨の情報を発信	県・市相互の情報共有が必要	1
		タイムラインを作成し、防災行動を可視化・円滑化を図ることが必要	2
避難勧告等の発令基準	<p>避難勧告の基準となるマニュアルを作成・運用</p> <p>ホットラインの運用により情報を伝達・共有(試行中、市より助言を求められた場合にも対応)</p>	想定し得る最大規模の降雨を前提とした避難勧告等の判断基準の見直し及び迅速な情報伝達が必要	3
避難計画など住民等の避難体制	<p>避難所等を指定しており、計画降雨を前提としたハザードマップにより周知</p> <p>避難所看板の設置</p>	想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域図を基にハザードマップの見直し・公表が必要	4
		ハザードマップの見直しにあわせ、避難所等の検討や案内看板等による周知が必要	5
		要配慮者利用施設の避難対策の検討が必要	6
住民等への情報伝達の体制や方法	防災情報システム、防災メール、ウェブサイト、報道機関等による情報伝達を実施	よりわかりやすい情報発信や幅広い周知、情報伝達の迅速化が必要	7

情報伝達、避難等に関する取組（2/2）

住民等への情報伝達の体制や方法	氾濫危険水位等に基づく避難勧告等を発令し、広報車等により周知 機能強化した山口県総合防災情報ネットワークシステムを活用し、避難発令情報や避難所開設等の各種防災情報を提供	水害リスクが高い区域にある要配慮者利用施設への情報伝達方法の見直しが必要 防災・災害情報を発信する「防災やまぐち」について、県民の認知度の向上が必要	8
			9

効果的な水防活動に向けた取組

項目	各機関の現状	各機関の課題	整理番号
河川水位等に係る情報提供	水防警報等の水位情報を提供（防災システム、防災メール等）	よりわかりやすい情報発信や幅広い周知、情報伝達の迅速化が必要	10
河川巡視	治水上の影響に応じた区間に区分し、巡視頻度等を定め、実施	河川巡視の情報提供・共有を進めることが必要	11
水防資機材の整備状況	水防倉庫等に備蓄	水防活動を円滑に行うため、水防資機材の保管位置や備蓄量の情報共有が必要	12
庁舎等の水害時における状況		水害時においても業務を継続して行うための検討が必要	13

住民等への水害リスク情報の周知、防災学習に関する取組（1/2）

項目	各機関の現状	各機関の課題	整理番号
リスクの周知	洪水予報河川において、計画降雨を前提とした洪水浸水想定区域・ハザードマップを作成・公表	想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域・ハザードマップの見直し・公表が必要	14

住民等への水害リスク情報の周知、防災学習に関する取組（2/2）

リスクの周知	報道機関等を通じた警報・注意報等の情報伝達を実施	洪水予報河川に指定していない中小河川における水害リスク情報の把握・周知についても検討が必要	15
		よりわかりやすい情報発信や幅広い周知、情報伝達の迅速化が必要 警報・注意報等の発表について、精度の向上が必要	16
		洪水警報の危険度分布に利用している流域雨量指数の理解促進及び危険度と河川水位の比較検証が必要	17
防災意識の啓発活動	<p>防災をテーマとした講演や防災学習を実施</p> <p>また、自主防災組織の活性化を目的としたアドバイザー養成研修や県民を対象とした防災シンポジウムを開催</p> <p>防災アドバイザーの派遣や職員による出前講座、自主防災組織研修を実施</p>	水防災意識社会の再構築に向け、さらなる意識啓発に向けた取組が必要 想定し得る最大規模の降雨を前提としたハザードマップの公表に当たっては、住民等の的確な避難行動を促すための取組が必要	18
		関係機関や教育機関等が連携した防災学習の一層の充実が必要	19
	気象庁ウェブサイトによる洪水警報の危険度分布の提供		
	気象台において、教育機関と連携した防災学習やワークショップを実施		

5 減災のための目標

○ 5年間で達成すべき減災目標

県政の運営方針である『元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン』*に掲げた、「災害に強い県づくり推進プロジェクト」を実行するとともに、河川整備計画等に位置づけた河川整備を着実に推進し事業効果の早期発現を図りつつ、施設では防ぎきれない大規模水害に対し、光市、下関地方気象台及び山口県が連携して県管理河川の河川特性を踏まえたソフト対策に取り組み、「逃げ遅れゼロ」を目指す。

※現在は、新たな県政運営の指針として『やまぐち維新プラン』を策定済

○ 目標達成に向けた3本柱の取組

- 1 情報伝達、避難等に関する取組
- 2 効果的な水防活動に向けた取組
- 3 住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

○ 目標を達成するための取組項目

- 1 情報伝達、避難等に関する取組
 - (1) 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの設定
 - (2) 避難勧告等の発令判断を担う責任者（市長、総務部長等）と土木建築事務所長が直接情報を伝達、共有する体制（ホットライン）の構築
 - (3) 想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域の指定、周知
 - (4) 洪水予報河川に指定していない中小河川における水害リスク情報（過去の水害と流域内雨量の整理等）の充実
- 2 効果的な水防活動に向けた取組
 - (1) 水防資機材の情報共有及び相互支援方法の確認
 - (2) 洪水に対しリスクが高い区間（各河川の重要水防箇所等）の情報共有
 - (3) 庁舎等の浸水に備えた業務継続計画の検討
- 3 住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組
 - (1) 要配慮者利用施設の管理者に対する説明等
 - (2) 出前講座等を活用した河川防災情報の周知
 - (3) 住民等の的確な避難行動を促すための河川防災情報の周知方法の検討

6 おおむね5年で実施する取組

施設では防ぎきれない大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」を目的に、各構成機関の取組項目・目標時期については、以下のとおりである。

情報伝達、避難等に関する取組

項目	対応	整理番号への対応	目標年度	取組主体
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの設定	タイムラインの作成により、防災活動の可視化・円滑化を図る。	1, 2, 7	30～	全体
避難勧告等の発令判断を担う責任者（市長、総務部長等）と土木建築事務所長が直接情報を伝達、共有する体制（ホットライン）の構築	ホットラインの本格運用により、情報伝達、情報共有の強化を図る。	3	30	県、市
想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域の指定、周知と避難対策の強化	想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域、ハザードマップの見直し・公表を行うとともに、避難対策の強化を図る。	3, 4, 5, 6, 8, 14	29～	県、市
洪水予報河川に指定していない中小河川における水害リスク情報（過去の水害と流域内雨量の整理等）の充実	過去の水害履歴等の把握に努めるとともに、把握した水害リスク情報の周知を行う。	15	30～	県、市

効果的な水防活動に向けた取組（1/2）

項目	対応	整理番号への対応	目標年度	取組主体
水防資機材の情報共有及び相互支援方法の確認	水防倉庫の位置の周知や備蓄量等の情報共有により、水防活動の円滑化を図る。	12	30	県、市

効果的な水防活動に向けた取組（2/2）

洪水に対しリスクが高い区間（各河川の重要水防箇所等）の情報共有	河川巡視や重要水防箇所の情報共有により、水防活動の円滑化を図る。	11	30	県、市
庁舎等の浸水に備えた業務継続計画の検討	庁舎等の浸水に備えた業務継続計画を検討する。	13	30～	県、市

住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

項目	対応	整理番号への対応	目標年度	取組主体
要配慮者利用施設の管理者に対する説明等	管理者への水害リスク情報の周知に努め、水防法改正に伴う義務的な対応について支援する。	6, 8	30～	県、市
出前講座等を活用した河川防災情報の周知	関係機関、教育機関と連携し、広報活動の推進を図る。	18, 19	30～	全体
住民等の的確な避難行動を促すための河川防災情報の周知方法の検討	関係機関、報道機関等と連携し、わかりやすく精度の高い情報の発信や伝達の迅速化を図る。	9, 10, 16, 17	30～	全体

7 フォローアップ

原則、本協議会を出水期前に開催することで、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針の見直しや取組内容の改善など、継続的なフォローアップを行うこととする。

光地域の県管理河川における大規模氾濫に関する 減災対策協議会



目次

- ホットラインの運用
- 水害対応タイムライン
- 排水ポンプ場の情報公開
- 簡易型水位計/簡易型河川監視カメラの導入
- 浸水想定区域図
- 気象台ワークショップ
- 取組方針のフォローアップ
- 治水協定 ～情報提供～

ホットラインの運用

県河川・ダム管理者と市町長等のホットラインの構築について

ホットラインの定義

ホットラインとは、避難勧告等が発令されるような緊急時に、河川管理者、ダム管理者及び市町長等とが直接、情報を伝達・共有するために設ける仕組みのこと。

ホットラインの対象

背後地の人口・資産の集積状況、河川の形態（築堤or掘込）等から、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した洪水予報河川、水位周知河川及びダム（ゲート付きダム）とする。水位計のない「その他河川」についても、できる範囲での情報伝達を行うこととする。

ホットラインで伝えるべき事項

【県⇒市町】

- 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したこと
※原則、1洪水1伝達（初回の水位到達時にホットラインで伝達）
- 住民からの通報等により河川管理者が把握した情報で、避難勧告等の発令の判断に直結するような緊急又は重要なもの（漏水、洗掘による破堤の危険性等）
- ダムの異常洪水時防災操作への移行（予告、移行時）

【市町⇒県】

- 避難勧告又は避難指示の発令等の判断に際し必要となる河川管理者の助言（災害対策基本法61条の2）

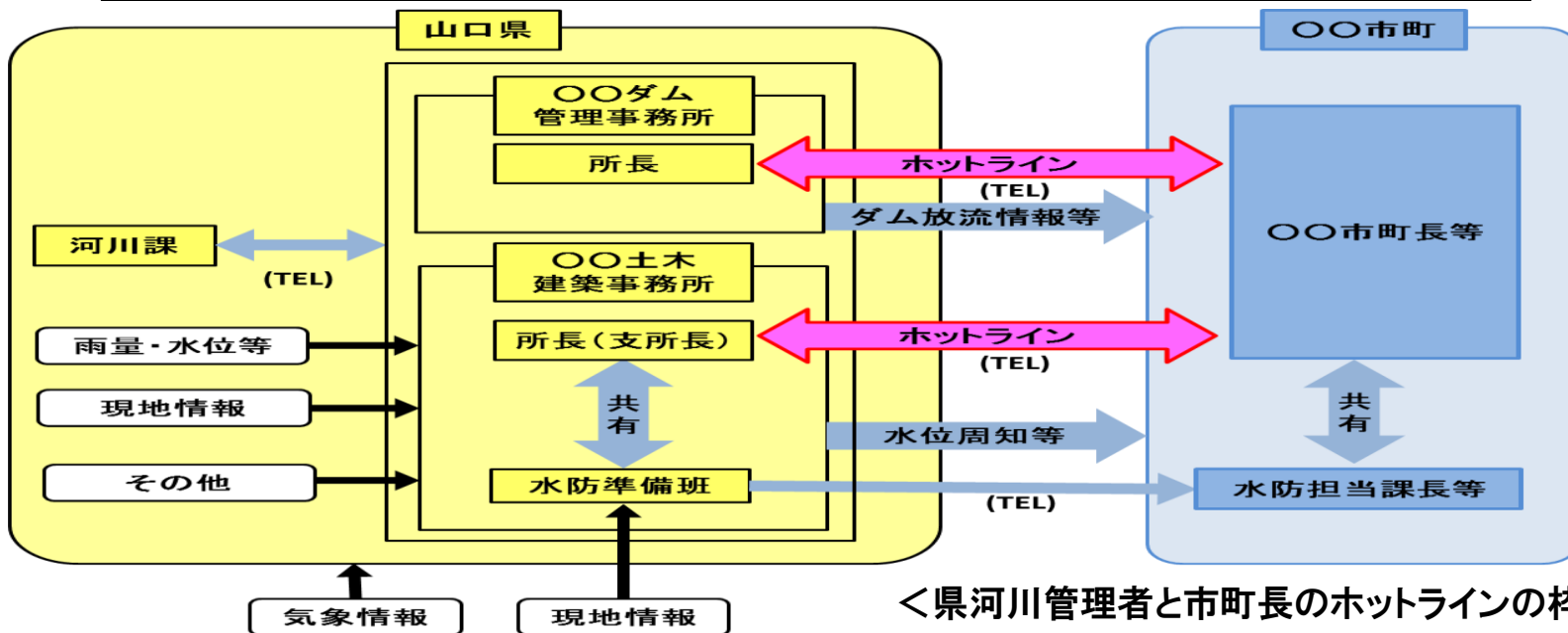
ホットラインの運用

ホットライン運用状況

<令和2年度運用実績>

R2.9末時点

県	市町	回数	日付				
			6月19日	7月6日	7月11日	7月14日	7月24日
岩国土木建築事務所	岩国市	5	6月19日	7月6日	7月11日	7月14日	7月24日
柳井土木建築事務所	平生町	1	7月11日				
周南土木建築事務所	周南市	3	7月6日	7月14日	7月24日		
	下松市	4	6月11日	7月6日	7月14日	7月24日	
防府土木建築事務所	防府市	1	7月6日				
	山口市	4	7月6日	7月14日	7月24日	9月10日	
宇部土木建築事務所	宇部市	1	7月14日				
	美祢市	1	7月14日				
下関土木建築事務所	下関市	5	6月14日	6月18日	7月7日	7月10日	7月13日
萩土木建築事務所	萩市	4	6月14日	6月18日	7月13日	9月12日	
	合計	29					



<県河川管理者と市町長のホットラインの枠組み>

水害対応タイムライン

タイムラインとは

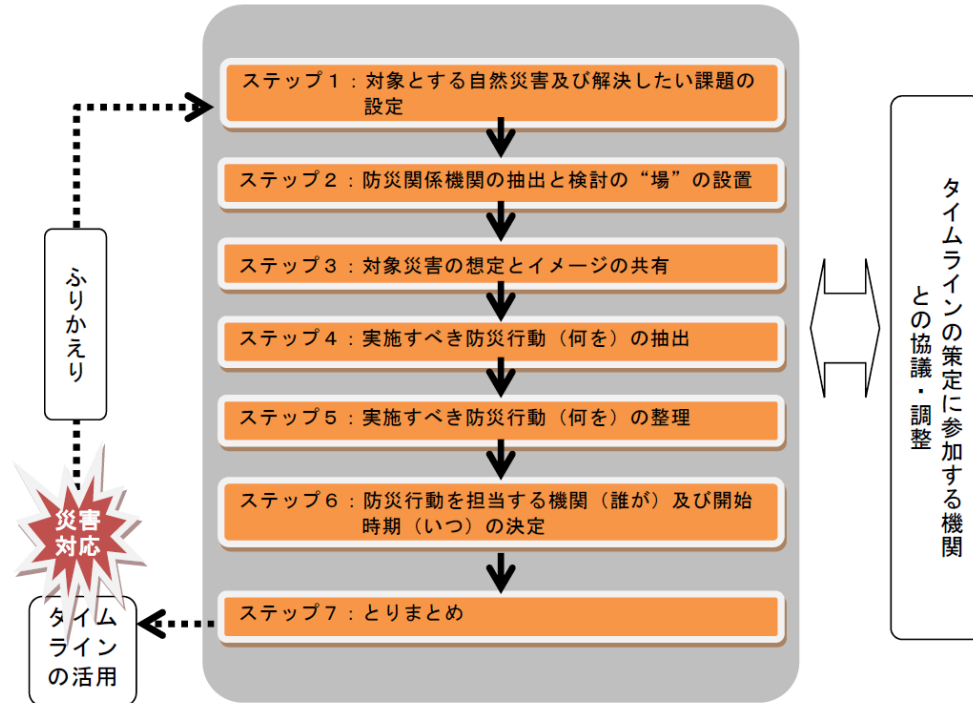
- 災害発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画



…試行運用

本格運用開始

タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針(H28. 8)

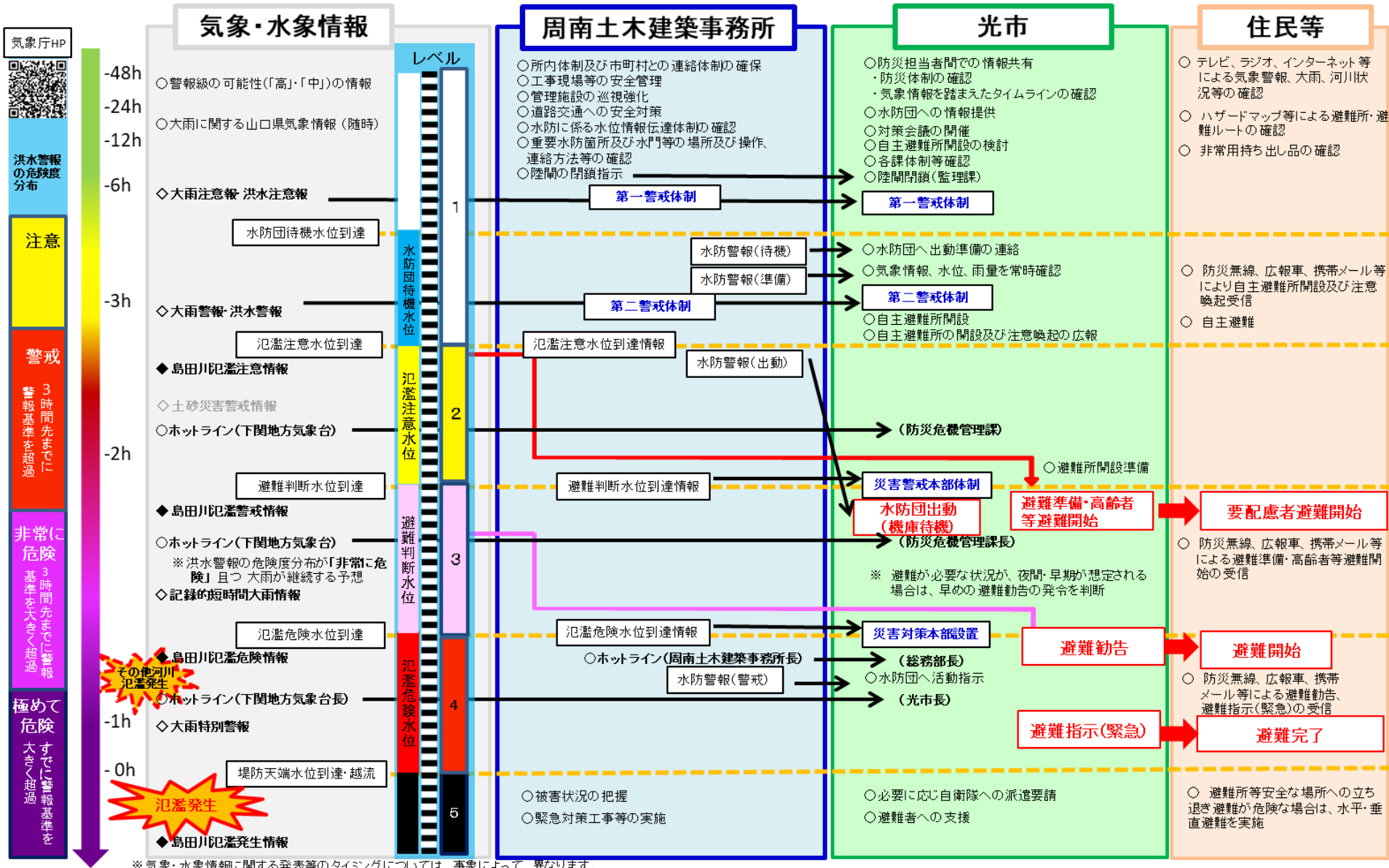


タイムライン導入による効果

- 担当者が「先を見越した早め早めの行動」ができる。意思決定者が「不測の事態の対応に専念」できる。
- 「責任の明確化」「防災行動の抜け、漏れ、落ちの防止」が図られる。
- 防災関係機関間で「顔の見える関係」を構築できる。
- 「防災対応のふりかえり、改善」を容易に行う事ができる。

梅雨期等の大雨に伴う洪水を対象とした、県管理河川の市町の避難勧告の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）

※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（内閣府：平成29年1月）を参考に作成。
 ※時間経過については想定で記載しており、実際の気象経過及び状況に応じた対応が必要である。



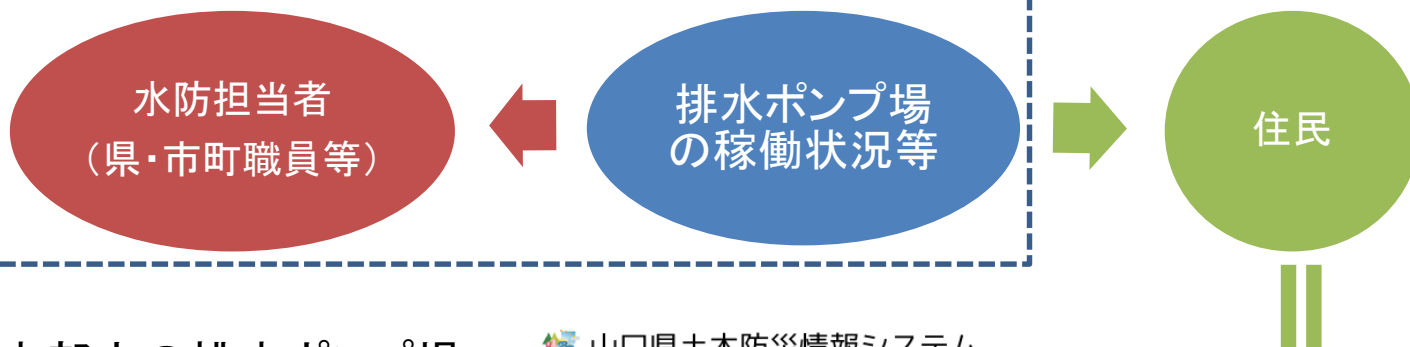
排水ポンプ場の情報公開

排水ポンプ場の情報公開について

これまで施設管理を目的に水防担当者間で情報共有。
今後、住民にも情報公開し、的確な避難行動へとつなげる。

今後の取組・取組みの拡大

これまでの取組



現在、宇部市の排水ポンプ場の情報について、山口県土木防災情報システムで公開中。

順次拡大

山口県土木防災情報システム

排水ポンプ場一覧

[表示日時 2020/06/30 12:36] 最新

事務所	市町	水系	河川	排水ポンプ場	ゲート状態	ポンプ状態
すべて▼	宇部市▼	すべて▼	すべて▼			
宇部	宇部市	厚東川	中川	中川	開	停止
宇部	宇部市	厚東川	梅田川	梅田川	開	停止
宇部	宇部市	厚東川	持世寺川	持世寺	開	停止
宇部	宇部市	有帆川	鈍々川	船木	開	停止
宇部	宇部市	真綿川	中尾川	川添	開	停止
宇部	宇部市	植松川	植松川	植松川	開	停止
宇部	宇部市	沢波川	沢波川	沢波川	開	停止

<http://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp>

簡易型水位計/簡易型河川監視カメラの導入

簡易型水位計(概要)

国土交通省発表資料

【目的】

洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計を開発することで、これまで水位計の無かった河川や地先レベルでのきめ細やかな水位把握が必要な河川への水位計の普及を促進し、水位観測網の充実を図る。

【特徴】

- 長期間メンテナンスフリー（**無給電で5年以上稼働**）
- 省スペース(小型化)（橋梁等へ容易に設置が可能）
- 初期コストの低減
（洪水時のみの水位観測により、機器の小型化や電池及び通信機器等の技術開発によるコスト低減）
（**水位計本体費用は、100万円/台以下**）
- 維持管理コストの低減
（洪水時のみに特化した水位観測によりデータ量を低減し、IoT技術とあわせ**通信コストを縮減**）

開発された水位計の例



堤防に設置するタイプ
(ケーブル(計測器)を河川に入れて計測)



橋梁に設置するタイプ
(電波や超音波で河川に触れずに計測)

【水位観測方法】

一定の水位を超過した時に観測モードを切り替え、10分以内毎に水位データを送信。水位データはクラウドで閲覧可能。

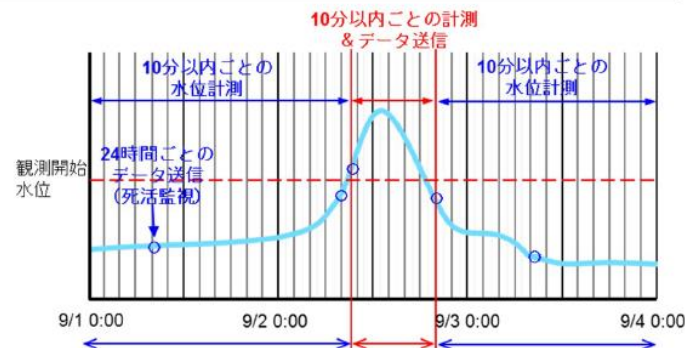
平常時水位監視



洪水時水位観測



河川管理者が指定した水位を境に観測モードを切り替え
平常時: 図とグラフの青色部分
洪水時: 図とグラフの赤色部分



水位監視	10分以内に1回	10分以内に1回	10分以内に1回
データ送信	なし	10分以内に1回	なし
死活監視	1日に1回 ※該当時刻データのみ		1日に1回 ※該当時刻データのみ

簡易型水位計/簡易型河川監視カメラの導入

簡易型水位計

【第3回協議会】

簡易型水位計の導入についての研究に着手

【第4回協議会】

的確な情報伝達と住民避難につなげるため、導入する際の水位情報の提供方法を協議

＜提供方法＞

通常水位計の情報を提供する「山口県土木防災情報システム」で一括管理・表示することを基本とする

導入に向け、県内の8地域12か所において先行設置、一部で試験観測を開始
設置箇所について、担当者会議や意見照会等により、機動的に協議・調整

【第5回協議会】

＜設置箇所＞

過去の浸水被害や社会福祉施設、学校等の要配慮者利用施設の立地場所等を総合的に勘案し選定

簡易型水位計/簡易型河川監視カメラの導入

簡易型河川監視カメラ(概要)

国土交通省発表資料

- 電源・通信ケーブルの確保不要で容易に設置が可能なカメラ。月明かり程度の明るさで静止画撮影が可能。
- ズームや首振り機能を限定することでコストを縮減。
- リアリティのある河川の状況を画像で伝えることで、住民の適切な避難判断を促す。

【特徴】

屋外に容易に設置

- 無線式の場合は電源・通信ケーブルの確保不要
(無線通信、太陽電池等を利用)

機能を限定しコストを低減

- ズームや首振り機能は削除
- 機器本体価格は、30万円/台程度

インターネットを経由して画像を収集

- 水位計のデータ等と併せて提供

【配信イメージ】



(昼間)



(夜間)

【設置状況】



(全景)



(カメラ部)

「川の水位情報」
<https://k.river.go.jp>



簡易型水位計/簡易型河川監視カメラの導入

簡易型河川監視カメラ

【第4回協議会】

的確な情報伝達と住民避難につなげるため、簡易型水位計と併せ、簡易型河川監視カメラの導入についての研究に着手

【効果】カメラ画像を水位情報と併せて市町や住民に提供することにより、洪水時の監視体制の強化を図り、住民の防災行動に役立てることが期待できる。

担当者会議や意見照会等により、機動的に研究を進め、導入方針案を作成

【第5回協議会】

<提供方法>

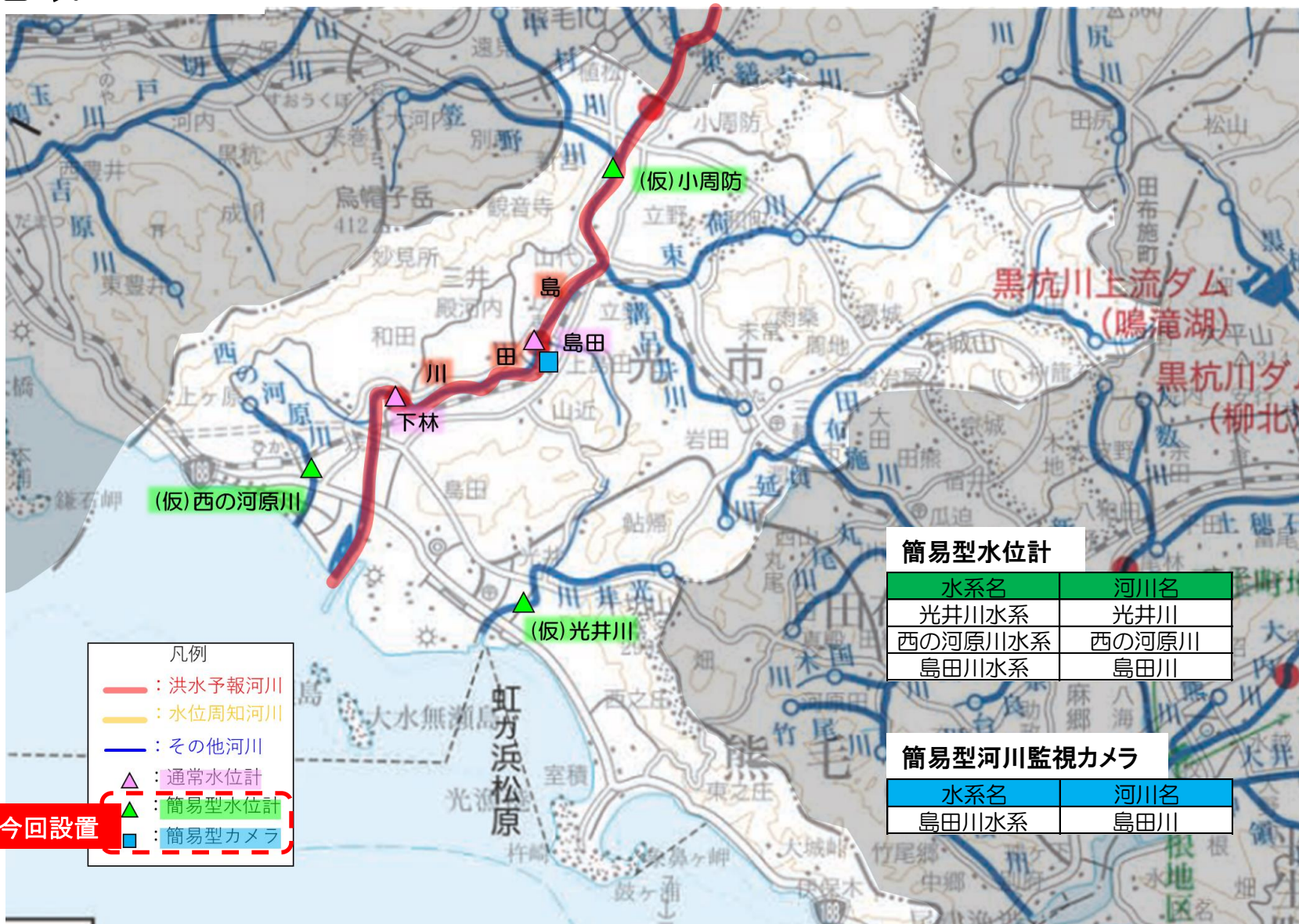
「山口県土木防災情報システム」により、水位情報と併せて提供することを基本とする

<設置箇所>

洪水予報河川や水位周知河川など、洪水により相当な浸水被害が予想される河川から選定

簡易型水位計/簡易型河川監視カメラの導入

光地域



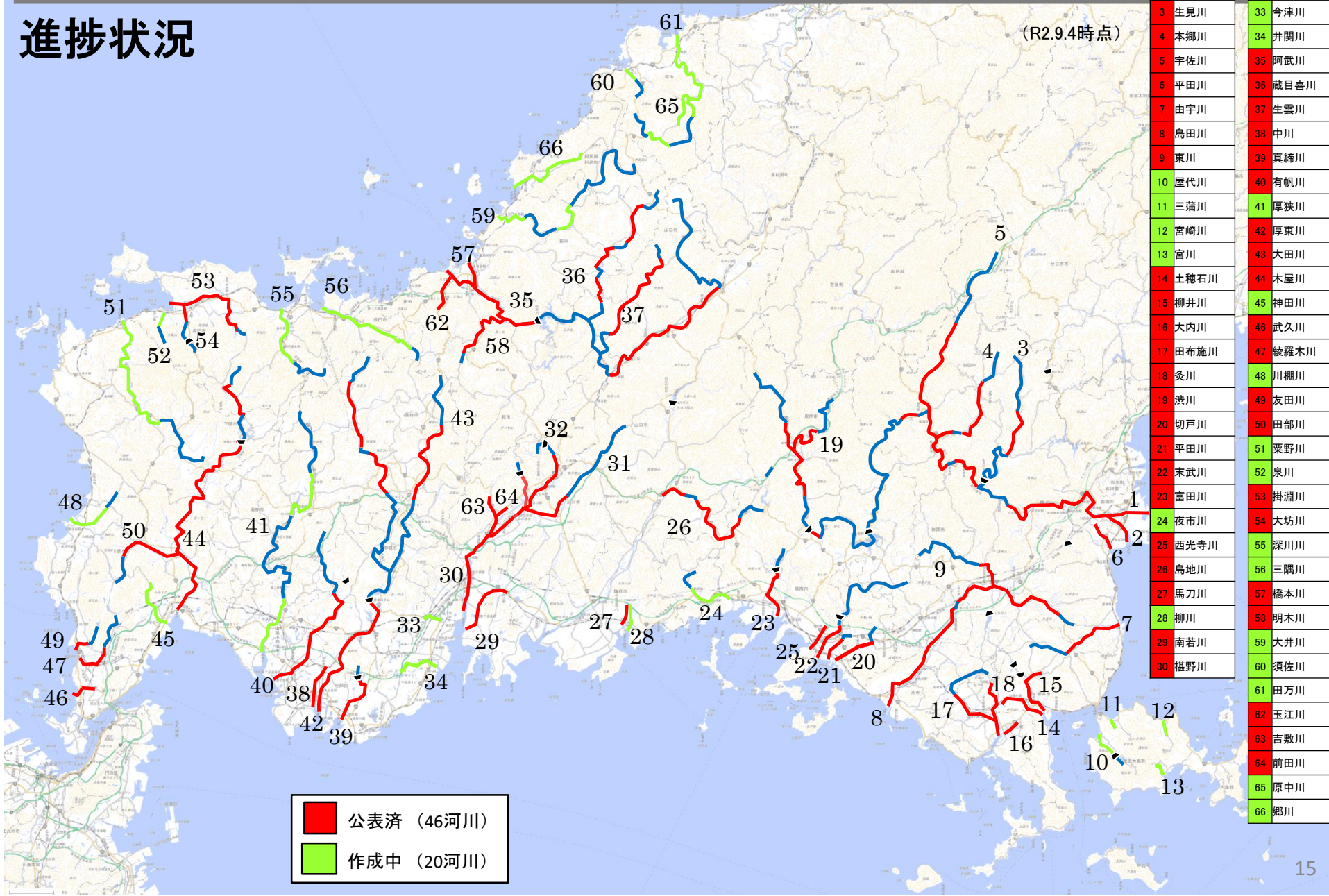
簡易型水位計/簡易型河川監視カメラの導入

◇ 今後のスケジュール(予定)

		令和元年度			令和2年度												令和3年度					
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
土木防災情報システム		システム改修 (水位計)			システム改修 (カメラ)																	
簡易型水位計	試験整備				設置												試験運用					運用開始
	本格整備				試験観測												試験運用					
簡易型河川監視カメラ					設置												試験運用					運用開始

浸水想定区域図

進捗状況

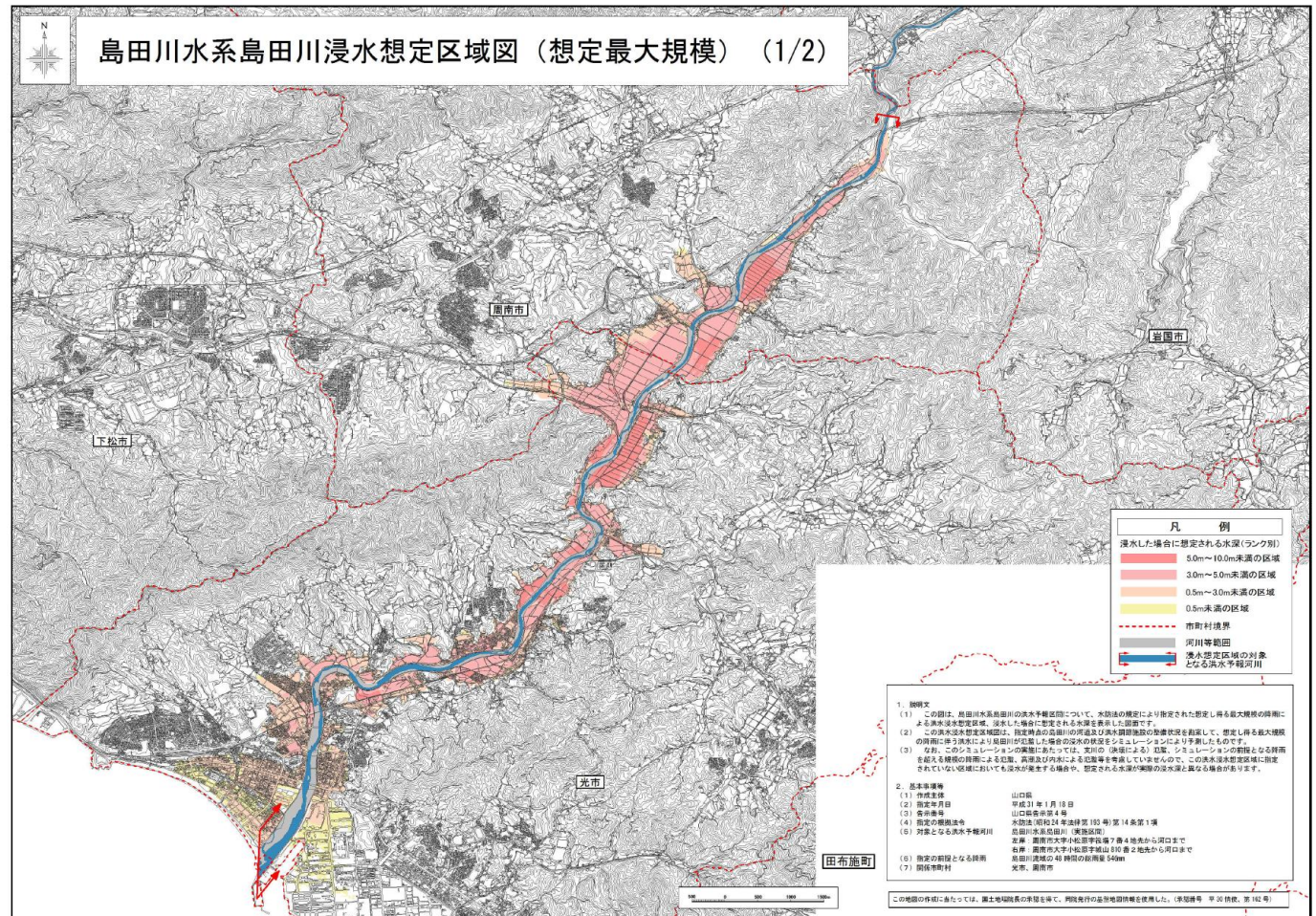


洪水浸水想定区域図

洪水浸水想定区域(想定最大規模)

水系名	河川名	公表状況	想定最大規模 公表年月日
島田川水系	島田川	公表済み	平成31年1月18日

<例>



気象台ワークショップ

訓練プログラム『気象防災ワークショップ』

気象台から発表（提供）される防災気象情報を活用し、災害リスクを読み解く力をつけていただくことを目的とした大雨防災対応シミュレーションゲーム

→ 県内8地域に分けて、年1回程度、定期的実施

← 仮想の市町を想定して、防災気象情報を防災対応にどう理解・活用するかシミュレーション

配布カード①

くじで決まった市町村名を記入し、地図を塗りましょう。

6 班

A 市町村



7:00	水防団の体制の指示	警報の可能性「警戒」の発表
同上	水防体制の再確認	
8:00	水防配備をする	大雨注意報の発表
同上	水防団の体制等と指示	洪水の発表
6:00	対象地域の水防体制の確認	
8:00	第2警戒の体制	大雨洪水警報の発表
8:20	水防団の体制の指示	水防団の機水位の超過
9:45	避難所の開設準備	大雨に閉じた対象地域第2号
10:00	高齢者避難開始 児童対策本部設置 一般の避難準備 避難所開設	危険度分布図「警戒」
11:00	15町東部の避難勧告	危険度分布図「非常」の発表
14:00	15町全域の避難勧告	15町全域「非常」の発表
16:50	避難指示の発表	15町全域「非常」の発表

付与された防災気象情報で、どのような対応を取ったか、最後に発表する



↑
グループに分かれて、防災気象情報を防災対応にどう活用するか討論

← 訓練のタイムテーブルに沿って防災気象情報の条件を付与していく



付与カード②

5日(日)
05:00 大雨注意報
洪水注意報

A市、C市、B町、E町、H町、
D村、F村、G村、...

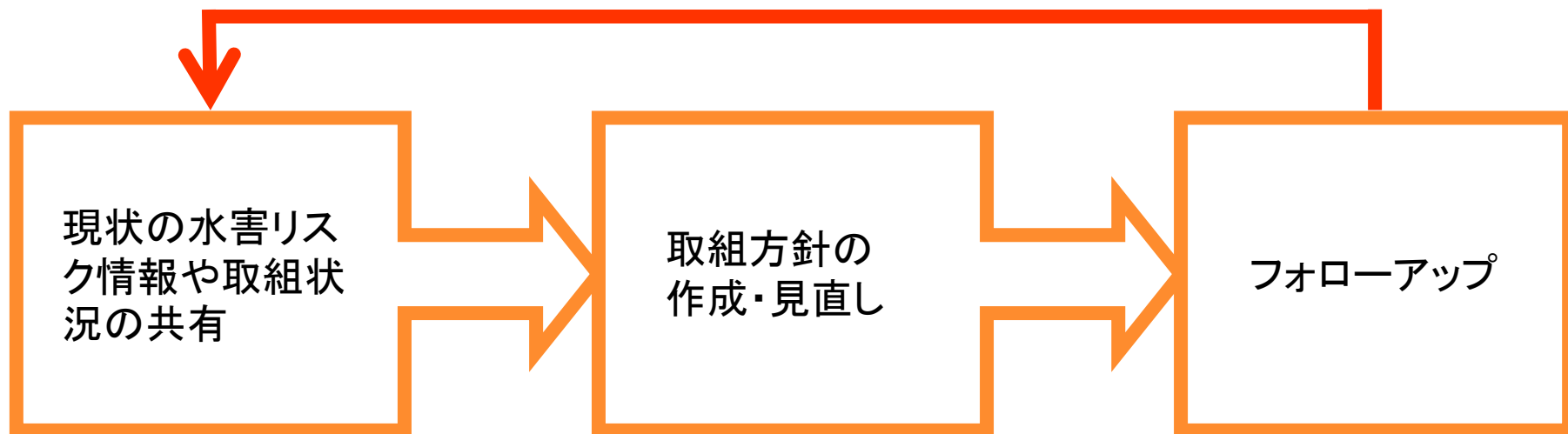


これらの情報で、何をしますか。
何か防災対応を執る場合は、提出シートに記入しその理由も書いて、近くのスタッフにお渡しください。

(制限時間は3分です!)

取り組み方針のフォローアップ

毎年開催する協議会で進捗状況を確認、必要に応じて取組方針の見直しや取組内容の改善など、継続的なフォローアップを行う。



減災のための目標

■ 5年間(平成29年度～令和3年度)で達成すべき目標

河川整備計画等に位置づけた河川整備を着実に推進し事業効果の早期発現を図りつつ、施設では防ぎきれない大規模水害に対し、光市、下関地方気象台及び山口県が連携して県管理河川の河川特性を踏まえたソフト対策に取り組み、「逃げ遅れゼロ」を目指す。

※ 大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※ 逃げ遅れ……立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

■ 上記目標の達成に向けた3本柱の取組

河川整備の推進を図りつつ、逃げ遅れゼロに向けた3本柱への取組

1. 情報伝達、避難等に関する取組
2. 効果的な水防活動に向けた取組
3. 住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

おおむね5年で実施する取組

情報伝達、避難等に関する取組

項目	対応	具体的な対応(案)
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの設定	タイムラインの作成により、防災活動の可視化・円滑化を図る。	水害対応タイムラインの作成 H30: 素案作成 H31: 試行運用 R2: 本格運用
避難勧告等の発令判断を担う責任者(市長等)と土木建築事務所長が直接情報を伝達、共有する体制(ホットライン)の構築	ホットラインの本格運用により、情報伝達、情報共有の強化を図る。	ホットラインの本格運用、実績等を踏まえたフォローアップにより、必要に応じ運用方法を見直し H29: 試行運用 H30: 本格運用
想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域の指定、周知と避難対策の強化	想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域・ハザードマップの見直し・公表を行うとともに、避難対策の強化を図る。	洪水浸水想定区域図の見直し、公表 ハザードマップの見直し、公表 避難対策の強化・見直し
洪水予報河川に指定していない中小河川における水害リスク情報(過去の水害と流域内雨量の整理等)の充実	過去の水害履歴等の把握に努めるとともに、把握した水害リスク情報の周知を行う。	水害履歴の調査・整理を行い、公表 H30: 県による調査の実施 →市への提供

おおむね5年で実施する取組

効果的な水防活動に向けた取組

項目	対応	具体的な対応(案)
水防資機材の情報共有及び相互支援方法の確認	水防倉庫の位置の周知や備蓄量等の情報共有により、水防活動の円滑化を図る。	管内図等に水防倉庫の位置やその備蓄量を記載し、市・県の水防担当部署で共有
洪水に対しリスクが高い区間(各河川の重要水防箇所等)の情報共有	河川巡視や重要水防箇所の情報共有により、水防活動の円滑化を図る。	河川巡視の情報を市・県の水防担当部署で共有し、必要に応じリスク情報を周知
庁舎等の浸水に備えた業務継続計画の検討	庁舎等の浸水に備えた業務継続計画を検討する。	洪水浸水想定区域・ハザードマップの見直しに合わせ、必要に応じ検討

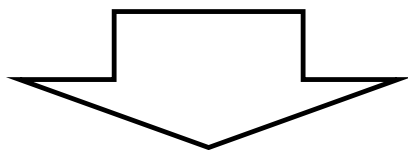
おおむね5年で実施する取組

住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

項目	対応	具体的な対応(案)
要配慮者利用施設の管理者に対する説明等	管理者への水害リスク情報の周知に努め、水防法改正に伴う義務的な対応について支援する。	該当施設に対し、水害リスクを周知するとともに、避難計画策定等の義務化に伴う対応について助言・指導
出前講座等を活用した河川防災情報の周知	関係機関、教育機関と連携し、広報活動の推進を図る。	各機関連携のもと計画的に実施 気象防災ワークショップを開催
住民等の的確な避難行動を促すための河川防災情報の周知方法の検討	関係機関、報道機関等と連携し、わかりやすく精度の高い情報の発信や伝達の迅速化を図る。	ホットライン等の運用により、情報伝達を迅速かつ正確・確実に行うなど、適正な情報発信を行う。 見直し後の洪水浸水想定区域・ハザードマップの公表にあたっては、住民等の的確な避難行動を促すための説明等を行う。 簡易型水位計、簡易型河川監視カメラ導入。

既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針(R1.12.12)

先般の台風19号等を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、国は、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本的な方針を定めた。



基本方針では、河川管理者と全てのダム管理者及び関係利水者との間において、利水容量を洪水調節容量に活用する事前放流の実施方針等を定めた治水協定を締結することが示された。



光地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会（第4回）

日 時：令和元年5月16日（木）14:00～15:00

場 所：光市役所 3階 第5会議室

出席者：光市長、下関地方気象台長（下関地方気象台次長代理出席）、山口県総務部理事（防災危機管理課副課長代理出席）、山口県周南土木建築事務所長

【開催状況】



【審議事項】

- ・規約の変更について
- ・水害対応タイムラインについて
- ・排水ポンプ場の情報公開について
- ・水害リスク実態調査について
- ・簡易型水位計の取組について
- ・洪水浸水想定区域図について
- ・取組方針のフォローアップについて

【主な発言要旨】

- ・避難勧告等を発令しても、住民の避難行動につながらないケースも懸念される。住民の避難行動を促すための情報提供等、連携して取り組んでいきたい。（光市長）